

令和 2 年 5 月 15 日

## 豊見城市立中央図書館新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン(策定)

施設名称 : 豊見城市立中央図書館  
種類 : 集会・展示施設  
代表者名 : 館長 平田 清美

本ガイドラインは、本市の「新型コロナウイルス感染拡大防止に関する豊見城市対策基本方針」(令和 2 年 2 月 28 日(令和 2 年 5 月 8 日改訂)に基づき、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和 2 年 3 月 28 日(令和 2 年 5 月 4 日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)、沖縄県の「沖縄県新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインの作成について」(令和 2 年 5 月 11 日沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部)及びの業界団体である「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(令和 2 年 5 月 14 日公益財団法人日本図書館協会)を踏まえ、次のとおり策定します。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の感染拡大の動向等を踏まえ、必要に応じて適宜改定します。

### 1 基本的な感染予防対策(共通事項)

#### (1) 基本的な対策

- ① 図書館職員は、いわゆる 3 密を回避するとともに体調管理に努めます。
- ② 図書館職員は、出勤前に検温し、37.5 度以上の発熱または風症状、倦怠感等の体調不調がないことを確認のうえ出勤します。出勤後は、記録簿へ検温結果を記載します。なお、体調不調の場合は自宅待機します。
- ③ 図書館職員は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」を実践します。
- ④ 図書館職員は、普段から手に触れる部分(閲覧スペース、学習スペース、受付カウンター及びドアノブ等)を次亜塩素酸系消毒液又はアルコール製剤を用いて、毎日 3 回を目途に清掃を徹底します。
- ⑤ 館内の出入り口に、手指の消毒設備を設置します。
- ⑥ 感染した者が、当館を利用した事実が判明した場合は、一時休館し、保健所の指導に従い消毒等を行います。また、他機関と連携のうえ、当該感染者の利用日時等を個人情報に留意し、速やかに公表するよう努めます。

#### (2) 入場者整理の方法

- ① 密にならないための対策として、入場者の制限を実施する場合は、集団での来館制限、時間制来館者システムの導入、入館可能時間及び入館可能者数を設定します。  
※ 来館者システムで把握した来館者情報は、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供されえる場合があることを来館者に事前に通知します。
- ② 発熱等の症状のある方の入場制限方法として、来館者には、過去 2 週間以内に感染が拡大している国又は地域へ訪問したことがある場合は来館しないよう、来館前に次の健康状態である場合は、入館を控えるよう注意喚起を徹底します。
  - ・37.5 度以上の発熱があった場合
  - ・息苦しさ(呼吸困難)又は強いだるさがある場合
  - ・平熱比+1 度超過した場合
  - ・軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合

### ③ その他感染拡大予防策

フィルムコーティングした図書館資料及びビニールカバーを付けた雑誌の返却等を受けた場合は、次亜塩素酸系消毒液又はアルコール製剤を用い清掃を行う。また、図書消毒機の整備に向けて取り組みます。

### (3) 対人距離を確保するための対策

① 接触感染対策として、閲覧スペースの座席は、対面にならない配置の工夫及び数の制限を実施する。また、本の貸出及び返却等に伴う受付カウンターでの順番待ちでは、最低 1m(できるだけ 2m を目安に)の間隔でフロアマーカを表示し整列を促す等の工夫を行う。また、利用者同士の距離を最低 1m(できるだけ 2m を目安に)確保できるように、注意喚起を徹底します。

② 飛沫感染対策として、受付カウンターには、アクリル板や透明ビニールカーテンを設置し、飛沫感染の予防に取り組みます。

### (4) 施設の換気対策

① 当館は機械換気による換気対策を実施しており、いわゆる「換気の悪い密閉空間」ではありません。なお、換気設備の適切な運転・点検を実施していきます。また、必要に応じて窓を開ける等の自然換気を行います。

### (5) 施設・設備・物品等の消毒対策

① フィルムコーティングした図書館資料及びビニールカバーを付けた雑誌の返却等を受けた場合は、次亜塩素酸系消毒液又はアルコール製剤を用い清掃を行う。また、図書消毒機の整備に向けて取り組みます。

② 利用者に対して、館内で閲覧した図書館資料は、直接書架に戻さずに返却用のブックトラックに置く等の注意喚起を徹底します。

### (6) その他基本的な感染拡大予防策

① 来館者及び図書館職員に対して、次のことを広報及び周知していきます。

- ・身体的距離(フィジカルディスタンス)の確保の徹底
- ・差別防止の徹底
- ・手洗いやマスクの着用を含む咳エチケットの実践
- ・健康管理の徹底
- ・本ガイドラインを踏まえた現場の対応方針の徹底

## 2 業種や施設の種別ごとの感染予防対策

### (1) 図書館行事の開催

① 図書館行事を開催する場合は、感染防止を図るため、ICTを活用した図書館行事の検討、次亜塩素酸系消毒液又はアルコール製剤の設置、参加者同士の距離を最低 1m(できるだけ 2m を目安に)確保できるように席等の配置及び、開始前等に次の健康状態にある場合は、参加を控えるよう注意喚起を徹底します。

- ・37.5 度以上の発熱があった場合
- ・息苦しさ(呼吸困難)又は強いだるさがある場合
- ・平熱比+1 度超過した場合
- ・軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合

### (2) 図書館職員と来館者との接触する場面を極力少なくするための措置

① 上記1基本的な感染予防対策(共通事項)を徹底します。